

賦課金徴収規約

茨城県自動車整備商工組合

(目的)

第1条 この規約は、商工組合定款第16条に基づき組合の行う事業の費用を賦課するため、その方法、賦課対象の範囲について定め、もって組合財政基盤の確立をはかるものとする。

(賦課対象事業)

第2条 賦課金をもって充てるべき事業は、次のとおりとする。

- (1) 教育センター及びテストセンター施設にかかる高度化資金の償還。
- (2) 教育および情報事業にかかる必要な資金。
- (3) 組合所有施設の維持管理に必要な資金、又はそのための積立金。

(賦課する額)

第3条 賦課金は車検作業割台数により賦課する。その額については、毎年総代会において決定する。

(徴収の方法)

第4条 賦課金の徴収は、保安基準適合証、電子保安基準適合証及び特定整備記録簿の頒布に際し徴収するものとする。

(管理)

第5条 賦課金徴収に当っては、領収書を交付するとともに徴収台帳を備えるものとする。

(報告)

第6条 賦課金の徴収および使用状況を明確にし、所定の監査を経て理事会に報告するものとする。

附 則

この規約は、昭和61年10月 1日より実施。

この規約は、昭和62年 5月21日総代会承認により一部改正

この規約は、昭和63年 5月23日総代会承認により一部改正

この規約は、平成 2年 5月23日総代会承認により一部改正

この規約は、平成 8年 5月24日総代会承認により一部改正

この規約は、平成20年 6月30日一部改正

(定款変更に伴い第1条条文中「第18条」との記載を「第16条」に変更)

この規約の一部改正は平成29年2月21日より実施する。

(平成29年2月21日理事会承認)